

原規規発第 2007292 号
令和 2 年 7 月 2 9 日

日本原燃株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可
について

平成 26 年 1 月 7 日付け 2013 再計発第 506 号（平成 26 年 5 月 30 日
付け 2014 再計発第 116 号、平成 26 年 8 月 29 日付け 2014 再計発第
258 号、平成 26 年 10 月 31 日付け 2014 再計発第 374 号、平成 26 年
11 月 28 日付け 2014 再計発第 416 号、平成 26 年 12 月 26 日付け 2
014 再計発第 446 号、平成 27 年 2 月 4 日付け 2014 再計発第 589 号、
平成 27 年 11 月 16 日付け 2015 再計発第 382 号、平成 27 年 12 月 2
2 日付け 2015 再計発第 439 号、平成 28 年 6 月 30 日付け 2016 再計
発第 143 号、平成 29 年 5 月 9 日付け 2017 再計発第 73 号、平成 29 年 1
2 月 22 日付け 2017 再計発第 296 号、平成 30 年 4 月 16 日付け 201
8 再計発第 38 号、平成 30 年 4 月 26 日付け 2018 再計発第 62 号、平成 3
0 年 6 月 28 日付け 2018 再計発第 98 号、平成 30 年 10 月 5 日付け 20
18 再計発第 234 号、平成 31 年 3 月 8 日付け 2018 再計発第 379 号、令
和元年 7 月 31 日付け 2019 再計発第 148 号、令和 2 年 3 月 13 日付け 2
019 再計発第 370 号、令和 2 年 4 月 13 日付け 2020 再計発第 8 号、令和
2 年 4 月 28 日付け 2020 再計発第 31 号及び令和 2 年 7 月 13 日付け 20
20 再計発第 101 号をもって一部補正)をもって、申請のあった上記の件につ
いては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 44 条の 4 第
1 項の規定に基づき、許可します。